

税金よもやま話

第117回

東京地方税理士会 藤沢支部
高橋 健太郎



退職金の税務について

数年前に老後の資金問題がニュースになっておりました。退職金は役員さんにとっても、従業員さんにとっても関心が高いと思います。令和4年から退職所得に対する税務が見直されることもありますので、今回は退職金に関する税務についてご紹介します。

1. 会社への「退職所得の受給に関する申告書」提出の有無

退職金の支払いの際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しているかどうかによって、取扱いが異なります。(1) 提出している人については、退職金の支払者(会社)が所得税額及び復興特別所得税額を計算し、その退職金の支払の際、退職金の金額に応じた所得税等の額が源泉徴収されるため、原則として確定申告は必要ありません。(2) 提出がなかった人については、退職金の支払金額の20.42%の所得税額及び復興特別所得税額が源泉徴収されますが、受給者本人が確定申告を行うことにより所得税額及び復興特別所得税額の精算をします。

2. 計算方法

退職所得に対する税額は、原則として次のように計算します。

- (1) 課税対象額 = (退職金の金額 - 退職所得控除額(※1下記の表)) × 1/2
(2) (1) × 超過累進税率(※2下記の速算表をご利用ください。)

退職金全額が課税対象となるわけではなく、控除額を差し引いて、さらに×1/2した金額が課税対象となりますので、(退職金の金額にもよりますが)それほど税額が高くなるわけではありません。

※1 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※2 退職所得の源泉徴収税額の速算表

課税退職所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
195万円以下	5%	0円	((A) × 5%) × 102.1%
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500) × 102.1%
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500) × 102.1%
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000) × 102.1%
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000) × 102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000) × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000) × 102.1%

3. 計算例1(勤続期間20年以下の場合)

勤続期間10年2カ月 退職金800万円の場合

- (1) 控除額 40万円×11年(端数の月数は1年に切上げ) = 440万円
(2) 課税対象額 (800万円 - (1)) × 1/2 = 180万円
(3) 税額 (2) × 5% × 102.1% = 91,890円

4. 計算例2(勤続期間20年超の場合)

勤続期間30年 退職金2,300万円の場合

- (1) 控除額 800万円 + 70万円 × (30 - 20) = 1,500万円
(2) 課税対象額 (2,300万円 - (1)) × 1/2 = 400万円
(3) 税額 ((2) × 20% - 427,500) × 102.1% = 380,322円

5. 勤続年数5年以下の役員の場合

勤続年数5年以下の役員が支払いを受ける退職金については、上記の計算の「1/2」計算の適用がありません。「退職金の金額 - 控除額」に対して「1/2」することなく、そのまま課税されます。

(短期間で退職金を受けるケースとしては、社長退任後に顧問や相談役として数年間会社に残り、退任時に退職金を受け取るような場合が考えられます。経営者の方は、退職金の受け取り方によって税額が変わってくる場合がありますので、よくご検討ください。)

6. 令和3年度税制改正(令和4年1月1日より施行)

役員以外の従業員についても、勤続年数5年以下の短期の退職金には、「1/2」計算の適用がなくなり、次のように改正されます。(昔のような終身雇用が薄れ、働き方が多様化している現状に対応したものと思われます。)

- (1) 退職金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合

従来通り、「課税対象額 = その残額 × 1/2」となります。

- (2) 退職金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円超である場合

「課税対象額 = 150万円 + 退職金額 - (300万円 + 退職所得控除額)」となります。

少しややこしい算式ですが、控除後の残額が300万円を超える場合には、まず150万円が課税対象となり、さらに「300万円 + 控除額」を超える部分についても課税対象となります。

7. 改正後の計算例

勤続年数5年 退職金額1,000万円

- (1) 退職所得控除額 40万円 × 5 = 200万円
(2) 判定 1,000万円 - (1) = 800万円 > 300万円(上記6(2)に該当)
(3) 課税対象額 150万円 + 1,000万円 - (300万円 + (1)) = 650万円
(4) 税額 ((3) × 20% - 427,500円) × 102.1% = 890,822円

従来の計算では、(1,000万円 - 200万円) × 1/2 = 400万円に課税されますので、改正によって課税対象額が650万円 - 400万円 = 250万円増加します。

退職金について税務上の取扱いについて見てきましたが、従業員さん用の「退職金規程」や、役員さん用の「役員退職慰労金規程」など社内のルール作りも大切になりますので、今一度確認してみてください。